

総務常任委員会

平成21年3月17日（火曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成21年3月17日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成21年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第11号 平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第19号 旭市庁舎整備基金条例の制定について
- 議案第22号 旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

出席委員（6名）

委員長	佐久間 茂 樹	副委員長	島 田 和 雄
委員	林 正一郎	委員	高 橋 利 彦
委員	明 智 忠 直	委員	伊 藤 房 代

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 向 後 和 夫

説明のため出席した者（28名）

副 市 長	鈴 木 正 美	総 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦

財 政 課 長 平 野 哲 也
市 民 課 長 木 内 國 利
消 防 長 菅 谷 衛 一
そ の 他 担 当 員 1 8 名
職

税 務 課 長 野 口 徳 和
会 計 管 理 者 渡 辺 輝 明
監 査 委 員 長 林 久 男
事 務 局

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一
主 査 穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前10時 0分

○委員長（佐久間茂樹） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

きょう17日は彼岸の入りということで、暑さ寒さも彼岸までと言われますけれども、暖かさもやや定着してきたのかなと思います。

経済のほうなんですけれども、昭和20年敗戦の後から日本経済は立ち直り、再生を目指してずっと頑張ってきたわけなんですけれども、平成20年になっていろいろ生産技術はもうピークに達し、大体、物流はもう充足してきたのかなと。逆に、満ち足りて物流が滞るようになってきてしまったのかなと。そういった意味では60年で一つの大きな経済の流れが転換期に來たのかなと、そういうふうに思います。そして、平成21年からはそういった意味で新しい経済の始まり、これからなおよりよい社会をつくっていかうとするための模索が始まるんだろうと思います。年度末、今3月末で県知事選の真ただ中でございます。せわしい中ではございますけれども、平成21年度の予算案、そして平成20年度の補正予算案を中心に、市のためによりよくなるように慎重審議のほどをよろしくお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、向後議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（向後和夫） どうも皆さん、おはようございます。

今年に入りまして非常に天候不順が続いておりましたが、ここへ来ましてやっと春めいてまいりました。総務常任委員会の皆さん方には大変ご苦労さまでございます。本日は付託いたしました議案6議案について審査をしていただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたしまして、簡単でございますけれども、あいさつに代えさせていただきます。

よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は総務常任委員会ということで、ご多忙の中、委員の皆様、また向後議長にもご出席いただきまして大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に執行部のほうから提案をしてご審議をお願いいたします案件は、先ほど向後議長のほうからもありましたように6件でございます。内訳といたしましては、予算関係で議案第1号、平成21年度旭市一般会計の所管事項、議案第11号として平成20年度旭市一般会計補正予算の所管事項、それから条例関係でございますが、議案第19号、旭市庁舎整備基金条例の制定について、議案第22号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、それから議案第23号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、さらに協議事項といたしまして議案第27号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての以上6議案でございます。執行部といたしましても、委員の皆様方のご質問に対しまして簡潔に答弁をするように努めてまいりますので、どうぞよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（佐久間茂樹） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成21年度旭市一般会計の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第19号、旭市庁舎整備基金条例の制定について、議案第22号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、千葉県市町村総合事務組合を

組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての6議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、議案第1号、平成21年度旭市一般会計予算の議決につきましてでございますけれども、本会議の中で補足説明を申し上げまして、またご質疑をいただいたところでございますけれども、何点かに絞りまして所管課より補足説明をさせていただきます。

最初に、財政課のほうから21年度の予定いたしております起債の各事業ごとの充当率等、これは本会議の中で議案質疑あったわけですが、言葉で申し上げましたけれども、今度は一覧表にしましたので、お手元のほうに配布してございます資料の中の1枚ぺらになっております平成21年度起債予算額一覧表というのがお手元のほうに、一番下のほうに入っているかもしれませんけれども、1枚の紙になっております。これをご覧いただきたいと思います。

これは本会議の中でも申し上げましたけれども、見やすく紙にしましたので、改めて個々の事業についてはご説明申し上げます。記載してあるとおりでございます。一番ポイントでございますけれども、地方債というところが四角い二重の枠で囲ってございますが、これが地方債。来年度の借り入れ予定額、全体で16、15事業に対する15、それから一番下の財源補てん分として臨時財政対策債、これが一つ、合わせまして38億1,920万円。これに対しまして右側のほうに起債の種類というのが書いてあります。合併特例債ですとか一般公共。それから充当率、例えば一般公共なんかは、上から2番目なんかですと、ややこしいんですけども、通常分30、それから60といった形で2種類の充当率がありまして、総体では90というようなことでございます。60%のほうの分に対して、右側に書いてありますように、その50%が交付税算入ということで記載してございます。

交付税の算入額、試算した額ですけれども、これが一番右側の列に書いてございまして、これをトータルしますと、一番下のところで交付税算入額が29億5,462万9,000円という形で、全体の借り入れに対する交付税の算入見込額、あくまでもこれは理論評価値も入っておりますので、見込額としましては77.4%ぐらい、そのぐらいのものが入ってくるということで見

込んでいるところでございます。

財政課のほうからは1点でございます。

そのほかに資料が2種類ほどお配りしてございます。公的資金補償金免除繰上償還に係る平成20年度財政健全化計画、これにつきましては、この後、補正予算と絡みますので、議案第11号の補正予算の中で説明させていただきます。

また、もう一つの公債費負担適正化計画、これにつきましては、所管事項の報告事項の中で報告をさせていただく予定ですので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、続いて各所管課より説明をさせていただきます。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、市税関係について説明させていただきます。

予算書の14ページをお開きください。

本会議の質疑以外についてご説明申し上げます。

まず、3項の軽自動車税についてですが、課税対象の台数を2万9,976台と見込んでおります。減の理由としましては、最近の景気の低下によりまして販売不振により軽四輪の乗用タイプの登録が減少したことによるものであります。

次に、4項の市たばこ税につきましては、近年の健康志向によりまして年々たばこの喫煙本数が減少していることから、減を見込んでおります。

なお、市に入るたばこの税金ですけれども、300円のマイルドセブンで言いますと、市に入る税金は65円96銭ということでございます。

次に、15ページになります。

6項入湯税につきましては、課税人数を6万6,047人と見込んでおります。減の理由については、利用者数の減少傾向によるものでございます。

次に、飛びまして30ページをお開き願います。

14款の県支出金の中で1目2節の徴税費委託金ですけれども、前年度比4,092万1,000円、29.4%減となっております。減の理由につきましては、県民税の徴税費委託金の算定基礎となります納税義務者1人当たりの交付単価が、税源移譲に伴う経費、これは電算改修費用ですけれども、それが19年度、20年度2か年間特例で1,000円が上積みされまして4,000円の単価で交付されていたものが、本則の3,000円に戻ったことがあります。また、市県民税の前納報奨金の廃止に伴いまして県民税の前納報奨金分の交付分が減となったものであります。

次に、飛びまして35ページをお開き願います。

19款の諸収入のうち延滞金の減の理由でございますけれども、予算の組み方を変えまして、延滞金は年によって変動がありますので、過去の平均額で見込んだものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。歳出について、主なものについてご説明いたします。

飛びまして72ページをお開き願います。

2款2項2目賦課徴収費のうち説明欄1番、調査賦課事務費の13節委託料の4行目に評価基本図加除修正委託料、これにつきましては、土地の地番現況図及び家屋現況図の移動等に伴います加除修正業務を行うものであります。

また、次の固定資産評価基礎調査委託料は、平成24年度に評価替えを行います。その評価替えにおきましては、抜けた土地の評価に関する基礎調査を平成21年度から平成23年の3年間、総事業費3,932万円で行うもので、平成21年度分の金額となります。これについては債務負担行為で設定してございます。

次に、説明欄2番の収税事務費の8節報奨費は、市県民税の前納報奨金制度の廃止に伴う減となります。これにつきましては、議案第23号のほうでまたご説明させていただきます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 私からは、人件費について説明をいたします。

予算書の290ページをお願いしたいと思います。

給与費明細書の一般職分でございます。

まず、上段の（1）総括の職員数、本年度735人は平成21年1月1日現在の各課に配置している職員数を基本にいたしまして、退職者、採用者、それから会計間の異動等を考慮して21年度の予定者数を計上したものです。

給与費のうちの給料は本年度の予算額が28億631万3,000円、これは前年度と比較いたしまして7,408万8,000円の減となっております。これは主に職員数の減によるもので、定期昇給による増加分、それから退職等のいわゆる新陳代謝による減額分も含んでおります。

職員手当については、下段に内訳を載せております。

まず、扶養手当ですが、手当の内容は配偶者の扶養手当が月額1万3,000円、子ども等の扶養手当が1人6,500円です。前年度と比較して264万円の減額は、扶養人数が減少したことによるものです。

次に、住居手当です。これは、持ち家の場合は月額4,300円、借家の場合は家賃に応じて計算しますが、支給限度額2万7,000円で、前年度と比較して203万5,000円の増額は借家の

住居手当受給者が増えたことによるものです。

次に、通勤手当です。内容は、自動車通勤の場合は片道2キロメートル以上の者について距離数に応じて支給し、電車等の公共交通機関利用の場合は定期券等の運賃相当額を支給します。前年度と比較して70万7,000円の増額は、人事異動等による勤務地の変更等によるものです。

次の特殊勤務手当から時間外勤務手当、宿日直手当及び管理職特勤までは、前年度と同額です。

手当の内容ですが、特殊勤務手当は主に消防職員の火災出場等の手当で金額は1回200円から500円。

次に時間外勤務手当は平日の午後10時までは1時間当たりの時間単価に100分の125を乗じて得た額、週休日の午後10時までは100分の135を乗じて得た額、午後10時から翌朝の午前5時まではさらにそれぞれ100分の25を加算した額を支給いたします。

次に、宿日直手当です。これは休日に日直業務をした者に支給するもので、1回4,200円です。

次に、管理職員特別勤務手当は、管理職の職員が緊急のため休日に勤務した場合に6,000円から1万円の範囲で支給するものですが、実際には代休で処理することがほとんどでございます。支給することはほとんどありません。

次に、休日勤務手当は、休日に勤務した場合に1時間当たりの時間単価に100分の135を乗じて得た額を支給するものです。前年度と比較して480万円の減額は、消防職員の休日勤務について可能な限り日勤日に代休を取得できるよう勤務の割り振りを改めたことによる減額分です。

続いて、管理職手当ですが、職務に応じて月2万7,800円から5万7,500円を支給するものです。これは19年度から率による支給から定額で支給することになりましたが、これにより手当額が少なくなる者には4年間で段階的に減額されておりまして、前年度と比較して減少しているのはこの影響によるものです。

続いて、期末手当と勤勉手当です。期末手当の支給率は6月が1.4、12月が1.6、勤勉手当は6月、12月とも0.75で、合計で年間4.5月分となります。職員数の減少等により、期末、勤勉手当とも前年度とも比較して減額となっております。

次は、児童手当ですが、小学校修了前までの児童を養育している職員に支給されます。前年度と比較して37万5,000円の減額は3歳未満の児童数が減少したことによるものです。

夜間勤務手当は午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給されるもので、1時間当たりの単価に100分の25を乗じた額を支給しております。対象は主に消防職員です。以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 4点ほど質問します。

まず、61ページですけれども、企画費の説明欄4番、地域資源価値創造事業ですか、これについて質問をまずしますけれども、これは20年度から始まった事業ということでありますけれども、そんな中で医療福祉・食・交流の郷づくり事業の派生事業だということで説明があったと思いますが、本件の事業はそんなに高額ではないんですけれども、この事業は昨年度は5,100万円、本年度が2,200万円とかなり力を入れているなというような感じがしておりますけれども、事業内容としましては、潜在的な文化、観光資源を新たな目で、新たな視点で調査をして、それらを生かした知的財産、観光商品開発を行って地域活性化を図るというようなことが事業の目的というようなことで示されておりますけれども、これらにつきまして成果が出てきているのかどうかお伺いします。

それと、2点目は66ページですけれども、地域振興費の中での市民まちづくり活動支援事業ですか、これは事業費に地域振興基金ですか、この利息を使って行われる事業でありますけれども、事業内容につきましては、協働によるまちづくりを推進するんだということでありますけれども、具体的には市民公益活動団体ですか、これに補助金を交付して協働によるまちづくりを推進していこうと、こういうことが目的と事業内容について示されております。こういったような団体がたくさん出てくることが望ましいわけでありまして、この補助金の対象とする団体、既に市のほうで想定されているような団体があるのかどうか、あればどういう団体なのかをお伺いします。

それと、4点目は、207ページですけれども、常備消防費の中の説明欄の13番の委託料なんですが、その中で耐震診断調査委託料ですか、これはこういった施設を耐震診断されるのかお伺いします。

それと、282ページ、公債費のことなんですが、この公債費ですけれども、本年度、前年度と出ておりますが、本年度は元金の支払いが増えているということですので、利子については昨年より減っていると。利子の支払いは昨年より減っているというようなことです。

けれども、通常、考えられますのは、やはり元金が増えれば利息も増えるというように考えられるんですが、この辺についてはどういような状況になっているのかお伺いします。

以上4点お願いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、61ページの地域資源価値創造事業の関係、20年度、21年度と予算措置されていて、その成果ということでございますけれども、20年度初めて実施して進めております。20年度につきましては、確かにおっしゃるとおり事業費5,100万円、このうちの2分の1が県の元気な市町村づくりの補助金の対象になっているということで、2,600万円ほど交付されている状況です。

特に、ここの中で20年度の大きな事業費というのはパークゴルフ場に向かうための案内看板、それからパークゴルフ場のゲート等がございました。プラスちばてつや先生の監修によるさまざまパンフレット、ポスター、それからキャラクター使用に基づく事業実施と、それともう一つ、文化観光資源のうち、外の目から見てということで、これについては外部の大学の先生、それから観光に携わる方々、そういった方々に参加していただいて協議会のような形で設置いたしまして、意見をいただいたところであります。

その報告書につきましては、3月11日に市長に一たん上げまして、具体的に旭ブランドの構築に向けてという形の報告をさせていただいたところなんですけれども、そこの中では資源発掘、それから人材育成、観光商品開発、情報発信というような部門でさまざまな課題が洗い出されてきていると。これについては、今後こういう形が望ましいのではないかというような、その解決の方向性のような形で整理させていただいております。

さらに、20年度におきましては、モニターツアーを2回開催しておりますので、そこでの意見聴取等、そういったデータの確保が主なところになっておりました。それ以外は目に見える形でのキャラクター使用ということでございます。それぞれ非常にいいところではある、確かに資源もたくさんある、ただ、資源がたくさんあり過ぎて絞り切れていないというところが大きな課題として挙がってきている。それと、もう一つ、人材育成というのが旭市の一つの課題だろうと。来た方をもてなす方が旭市には非常に少ないと。そういったところに今度視点を置いて、21年度もう少しやっていく必要があるんじゃないかということで意見をいただいたところでございます。

それと、66ページの市民まちづくりの関係で、補助する団体が既にあるのか、目当てがあ

るのかということでご質問でございました。

これについては、21年度の新規事業ということでございますので、実際にまだどの団体ということにはございません。ただ、もしこういうのができたら、こういうのをやりたいということで、実際には漁業関係に携わっている方が直売のような形でうまく仲間を引き入れて地域をおこしていくような、そういった、それを広域的に役立てていきたいような、そういうことも考えている、いわゆるお魚マイスターが少し、魚料理を地元の人が知らないのも、そういうのを広く広めていくような活動ができたらなというような話をちょっといただいているところはあります。

ただ、この事業につきましては、あくまでも審査会を設けまして、これから今、団塊の世代の方々、これらが地域デビューをする、それから活動を始めようというきっかけづくりをしていきたいというのがあります。実際にボランティアグループ、これは社会福祉協議会が担当しているボランティアグループ40ほどあるんですけれども、非常に高齢化が進んでおりまして、その先の後継者がなかなか育っていないというところが大きな課題でありました。その部分をこれからどうやって補っていかうかというところがございまして、その部分をうまく、ここの制度に乗っていただいて活動する組織が増えていただければ、旭市としては総合計画の中で盛り込んだ協働という市民に対する意識の醸成がされていくのかなということで、今回この事業を組まさせていただきました。

企画からは以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（菅谷衛一） それでは、207ページの説明欄13番、委託料、耐震診断調査委託料ですが、これは昭和46年に建設されました3分署の建物ですね。もう46年ということで37年が経過している建物、3分署でございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、4点目のご質問、282ページの公債費の利子の額が減ったということでございます。

これは、大ざっぱになりますけれども、主に三つくらいのことが考えられます。

まず、1点目としましては、最近、国のほうのお金よりも民間資金の割り当てが多いということで、民間資金ですと、これは元金均等ということで元金をもともと返していったら、それに対して利息というより、元金が減ると利息の分が減っていくというようなことの、一つ

には原因がございます。

それから、2番目には、これから3月補正あるいは当初予算でも組んであるんですけれども、この一・二年で2億8,000万円ほど繰上償還をいたしましたので、その辺の利子も、全体で5,000万円ほど落ちるんですが、1年ではございませんけれども、落ちる要因がある。

それから、3点目としまして、3月補正にも絡むんですけれども、起債が当初予定した、去年なんかの当初予定では37億円ほど予定したんですけれども、借入れは実際に、37億円が実際にはもっと10億円くらい落ちて26億円くらいになると。これは3月補正でも10億円ほど減額しております。ですから、当初予算の見込みの時には結構大目に組んであるんですけれども、実際には最終的には借入れが減るというような状況で、これは3月補正でも減額して、それに併せまして、たまたま新年度のほうも3,800万円ほど落としていく。これは逆に言えば、20年度の当初予算の時には10億円以上、もっと多い金額で想定していたんですけれども、実際には最後になるとそういった減るということもありますので、実際そういった三つの要素を併せて去年よりは利子の分が減っているという状況でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） それでは、再質問させていただきますけれども、まず地域資源価値創造事業についてですけれども、これまではデータの確保ですか、そういったのが主な成果だというようなことでありますが、ここに出ております観光商品開発ですか、知的財産、この辺のことについてはどういった状況になっているのかということをお聞きしたいんですけれども。

これは、一つずつでいいですか。

○委員長（佐久間茂樹） まとめて一括でお願いします。

○委員（島田和雄） それと、あとは委員会が二つですか、本年度の予算で、あさひまちづくり連絡会議、それと旭市の文化と観光情報発信委員会、二つの会議というんですか、これが示されておりますけれども、これはどういったメンバーで、どういったような活動をされるのかをお伺いします。

それと、市民まちづくり活動支援事業ですが、審査をされてというようなことが答弁の中でありましたが、審査のほうは市のほうで委員会とかを作って審査されるのかどうか。その辺ですね。

それと、耐震診断のほうですけれども、3分署の建物ということですが、本庁のほうは耐震診断については大丈夫なのかどうかをお伺いします。

それと、公債費ですけれども、公債費についてはいろいろな三つの理由があって少な目に推移しているということですが、そういうことだと、今後とも少な目の推移ということで見込めるのかどうか、予測ですね、それをお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） まず、61ページの地域資源価値創造事業の中で商品開発というのがございました。商品開発は、実は20年度においても何が売りにできるのかというところがございまして、これは品物だけでございまして、自然が売りにできるのか、環境が売りにできるのかということで、海岸の掃除をするツアーを組んでいただきました。これは実際に東京、神奈川、埼玉、この辺から80人ほどの参加者がございまして、当日たまたま雨だったんですが、それでも海岸でいろいろな漂着物を拾っていただいて、6キロほど海岸を歩くという、このツアーに参加していただいて、こういうのはまた参加したいという、実は意向もありました。それと、さまざまな文化財とか海岸の景色、そういったものを写真で広めることができないかというところがありまして、それも一つの資源ということで、その写真ツアーも組みましたところ、やはり食彩の宿いいおかに泊まりいただきまして、朝5時から起きて日の出の写真を撮る、そういったツアーに参加して、皆さん満足して、また個人でも来たいというような、そういったところの声を拾ってあります。ですから、そういったものが定型化したツアーにできるのかどうか、これからそれが商品開発の一つになると。

それから、あと農産物、海産物とありますので、そういったところについては、さらに売れるものを作っていくということで、それが21年度の中でイベント開発の話し合いをしていくのではないかと形になっております。

それと、会議のほうは文化と観光の情報発信委員会、それからまちづくり連絡会議というのが盛られているけれどもということでございました。

文化と観光の情報発信委員会については、従来の大学の教授、それからNHKにかかわる、これはデジタルアーカイブ、映像を収集するためにそういう方たちを入れていただいているんですが、そういった方たちのほかに、まちづくり連絡会議というのは、実は地元で異業種交流会というのが実際に商工会等を中心にしてあるんですが、そういった方々ですと、相当上の方がいらっしやると。実際に働ける方々で、さまざまな業種の方をうまく引き込んでいかないと、市はなかなか活性化しない、そういう意向がございまして、まちづくり連絡会議というのを、これはあくまでも仮称でございしますが、今後の地域づくり

の受け皿となるような方々をいろいろな業種、例えば組織、そういうところから引っ張り込んで組織していかないと、やはりこの先なかなか難しいですよという助言がありまして、この予算を組まさせていただいているところでございます。

これについては、21年度に新たに立ち上げていければという実験的な試みもあります。

それから、市民まちづくりの助成の関係なんですけれども、審査について市で行うのかということでございますが、市の何人かは入ると思いますけれども、実際に今、要綱を設置しておりまして、できれば外部の委員で七・八名が一番望ましいだろううちのほうで考えておりまして、8名程度で有識者の方々を選任いたしまして、この形でうまく活動が今後続けていけるのかどうかを審査していただく。書類等も見えていただいて、それでオーケーであれば補助金を出すような、そういう仕組みにしていきたい。今、要綱については、うちのほうでこういった形がいいだろうというのを考えているところでございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（菅谷衛一） 本部本署のある庁舎ですけれども、これは昭和60年12月に建設されて23年が経過しているところでございますけれども、現在の建築基準法による耐震基準はクリアしております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 4点目の公債費に関連して、利子が今後ともどうなんだと、安く推移するのかというようなご質問のように感じました。

先ほど申し上げましたように、要因が幾つかあるわけなんですけれども、繰上償還というのは特別なものですから、これは19年、20年、21年、3年間に限定された制度でございますが、これに要件の合う、この二・三年はどうにかなると。それから、去年大きかったのは防災行政無線が落札で相当、48%ということで、当初起債の借入入れを20億円予定していたものが6億9,000万円、13億円も減っちゃったと。これはもう一時的な特別な理由がありましたので、通常ベースでどうかということでございますけれども、今のところ金利が非常に安く推移をいたしております。うちのほうで合併特例債等を借りておりますのは、だいたい学校なんかですと改修は10年の2年据え置きで償還しているんですけれども、これで1.3%台、それから改築の場合で15年の3年据え置きの場合でも1.4%台ということで、最近はもうこの金利が低く安定させていただいておりますので、利息についてもこれは当面安定していただ

ればこのまま推移するのかなと。ただ、金利情勢ですから、これが上がってくれば、当然金利のほうも今度新たに借りたものについては高くなるということです、そういうことでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 市民まちづくり活動支援事業についてですけれども、これは協働というテーマでの事業ですけれども、市もいろいろなことが市民から要望が上がってくる中で、なかなかそれらの要望にこたえ切れないというような中で、やはりそういった要望にこたえるために、こういった協働というようなことを考えて、これから取り組んでいかなければならないということだろうと思います。そんなに想定している関係団体がないというようなことでありますけれども、市として、やはりこういった部門で民間の協力を得たいというようなものがあると思います。そういったものについて、やはり民間のいろいろな団体の協力を要請するというようなことで進めていかなければ、なかなかこういった考え方は市民に浸透していかないと思いますので、その辺、市の努力といいますか、そういったものを願います。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） まちづくり支援事業、市のほうでもさまざまな形で協力を、当然行政がやっているものを住民に投げるといっていきますと、当然住民がやっていただけるわけではない話でございまして、あくまでも自発的にこういうことをやりたいんだという市民の側から求めていくということがございますので、今の段階でまだこれを市民の皆様にお示しておりませんから、なかなかその対象団体が挙がってきていないというところはあります。

ただ、実際にもうよそでやられている、例えば熊谷市なんかの例を申し上げますと、例えば商店街の中のギャラリー運営を自分たちでやるから、そこを借り上げて自分たちでやるから、少し初め、スタートの助成をしてくれないとか、そういう形で、それが恒久的につながっていけば商店街の活性化にもつながるだろうとか、あと、例えばスポーツを子供たちに教えているんだけど、完全に無償でやってなかなか活動が厳しいんだよとかと言って、それをもっといろいろな協議会なり、例えばボランティアで教えたりするのに、そういったところもこれから恒久的にずっとやっていくから、その辺スタートするときに少しどうしようかとかと言われた時には、やはりそういうのが対象になるのかなということは思っています。あと、地域の中でもいろいろなさまざまな問題があつて、そのところを恒久的に解

決していく、例えばお年寄りの手助けをしていくための組織をつくるから、こんなのは自分たちが隣近所の仲間で組織をつくって恒久的にやっていくから、どうでしょうかねと言われれば、そういう活動は支援していきたいとか、いろいろな形が考えられるので、この辺については十分な周知をしながら団体を募っていきたいなど、そのように考えております。

市のほうは完全にそういう活動があればバックアップしていきたいということで、今回何とか予算をつけさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 38ページの市債についてお尋ねをします。

先ほど市債の明細が示されましたが、この中で臨時財政対策債ですか、これは100%交付税措置されるということでございますが、そういう中で、この臨時財政対策債とはどういうものか。そういう中で、なぜ今年は4億2,000万円も増えたのか。それから、そういう中で、現在の市債の残高、どのぐらいになっているのか。また、旭市、かなり財政比率が悪いわけです。そういう中でこの市債の適正な金額ですか、だいたいどのぐらいになるのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 臨時財政対策債というのはどのようなものかということでございますけれども、これは、実質的には地方財政の財源補てんということですね。これはもう高橋委員も十分ご承知だと思いますけれども、国のほうが地方財政計画というものを新年度の国の予算に合わせて地方財政の見積もりをするわけですが、これが82兆円くらいの規模だとすると、市町村の財源だけでどのくらいあるかなということになると、例えば今年は20兆円足りない。20兆円足りないうちの、では15兆円は交付税でやれるんだけれども、交付税の原資も伸びないというところで、ではどうしようかということで国のほうは、では市町村に財源補てんの起債を借りておいていただいて、後年度で負担しましょう、100%それは交付税でやりましょうというのが、簡単に言えば、仕組みでございます。1点目はどのようなものかということでございます。これは、国のほうでは既に実質的な地方交付税という形のものを言っているところでございます。

それから、4億2,000万円の増ということでございますけれども、これも議案の補足説明等でも申し上げたと思いますけれども、これはいわゆる地方交付税の中での算定式がござい

まして、例えば今年は国のほうでは臨時財政対策債としては80%程度、要するに市町村の財源不足が大きいということで臨時財政対策債の分が81%増ということ。これを受けまして、旭市のほうで、算定式は地方交付税の算定式の中に単位費用と人口を掛けて旭市の場合出すんですけれども、これで算定した結果が11億円ということで、去年より4億円ほど伸びております。

それから、起債の残高ということでございます。これは予算書の巻末にもありますし、補正予算の巻末にもあるんですけれども、20年度末で申し上げますと、これは高橋委員、臨時財政対策債の残ということでよろしいですか。それとも全体ですか。

（「全体」の声あり）

○財政課長（平野哲也） はい。全体ですと、一般会計で266億692万7,000円が20年度末でございまして、21年度末の見込みとしましては、これは予算書の後ろに出ているんですけれども、277億2,790万円5,000円ということでございます。

公債費比率がどのようになるのかというご質問でございますけれども、これは後ほど公債費負担訂正化計画、さっき報告の中で申し上げるということでございますけれども、いろいろな要因がございまして、20年度については19.2%ということで若干上がります。これは、9月の議会の中でも御報告を申したように、来年辺りも19.2%くらいを推移するであろうと。これはまた後ほど細かく説明しますけれども、その後は実感ずつ下がっていくだろうと。もう一般質問の中でも高橋委員に申し上げましたので、今の順位は県内でも高いほうにあるという状況でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 率は分かりますけれども、旭市の財政規模であればどのぐらいの金額が適当なのか。それと、あとは結局、今、臨時財政対策債、詳しくご説明いただきました。国が交付税を払えないからそのかわりに市に借りさせるということで、極端に言えば、親が子どもに、生活費を払えないから、おまえ、親のかわりに、おれのかわりに借金しておけよと、後で払いますよと、こういうものだと思うんですよ。

そういう中で、いずれにしましても、今、税制の中では法人税はそのうち、これから今後赤字になった時には7年間黒字と相殺されるようになるわけですよ。そうしますと、今後このような経済厳しい中、国はますます財政難になってしまうと思うんですよ。そうすると、当然交付税が少なくなる。市はなおさらまた今度は借金していかなければならない。借金だらけになっちゃうと思うんです。結局、そのツケはどこに来るかといえば住民になっちゃう

と思うんですよ。

そういう中で、私が思うのには、例えばこの明細出ましたけれども、学校を建てるとか、住民のための借金とはかく、この臨時財政対策債というのは生活費の借金だと思うんですよ。そういう中で、その辺どういうふうこれから考えていくのかお答えいただきたいと思っています。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 1点目、先ほどの答弁で漏れました、どのくらいの額が適正かという一つの基準のものがあればいいんですけれども、これはございません。ですから、私どもは新市建設計画ですとか総合計画の中で決められた事業を粛々と、その事業を有利な財源ということで合併特例債あるいは財源対策債を含む起債について利用しているということで、総額がどのくらいが適当かという基準はございませんので、よろしくお願ひしたいと思っています。

それから、臨時財政債、国の財政がおかしくなってきたりどうなんだということでございますけれども、経済が厳しい中ではということも絡まってでございますけれども、これは先ほども申し上げましたように、私どもの市町村、市町村にもいろいろ力のある市町村、ない市町村、例えば財政力指数が1.4というような成田市ですとか浦安市ですとか、そういうところであれば、できればなるべく借金しないでもいいというのは、これはもう一番理想でございますけれども、ただ、私どもの0.55とか57くらいの力しかないところで、やはり国のほうでやってくれる補てん財源というものは当てにせざるを得ないのかなということで、さっき委員が学校等の住民の生活に絡むものはいいいけれども、こういう財源補てんのものはあまり借りないほうがいいんじゃないかというお話でございますけれども、今申し上げましたように、やはりこうは言ってもまだ旭市はそんなに財政力が高い団体ではございませんので、こういうものを有効に活用して、しかも、交付税が将来どうなるか分からないというご指摘もありますけれども、これは今の制度の中で、先ほどちょっと触れましたけれども、臨時財政対策債というものは平成13年から始まりまして、今21年まで続いております。

ちょっと参考までに申し上げますと、実質的な交付税の関係ですけれども、平成13年の時に実質的な交付税ということで、地方交付税と臨時財政対策債合わせた総額が21兆8,000億円です。この時の内訳ですね、地方交付税が20兆3,000億円、臨時財政対策債が1.4兆円でした。これが13年から始まって、今21年の見込みですけれども、総額の実質的な交付税という

のは21兆円ですね。ですから、幾らも変わらない。ただ、内訳として、地方交付税が15.8兆円で臨時財政対策債が5.1兆円。中身が変わってきちゃって臨財のほうに振り替えが多くなっているということは事実でございます。

いずれにいたしましても、国の財源補てんという対策でございますので、これを活用せざるを得ないという状況でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしましても、私の思うのには、そういう前向きの投資の借金ですか、これはある程度やむを得ないと思うんですが、結局、今、市に減税補てん債から臨時税収補てん債、臨時財政対策債ということで約83億円、結局、生活費に食っちゃっているわけですよ。なるべくこれは私は減らすべきだと思います。

次に、290ページ、質問いたします。

これは住居手当、通勤手当の関係でございます。昨年から見まして若干予算が増えておりますが、消防などは受験の際から、たしか住居要件とか何とかございますね。そういう中で、市の職員にはそれらが何もないのか。私が見ているところには、例えば家があってもとんでもない遠い所から通っているわけですね。そうしますと、住居手当、通勤手当、払わなくてもいいものを払うような結果にもなるし、また税金だって旭市に落ちないで他の市町村に入ってしまうわけですね。この辺、法的な問題もあるかもしれませんが、今後どういうふうにしていくのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員、ほかに何か質問事項ございますか。ありましたら一括でお願いします。

（「それでいいです」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） それでいいですか。

高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 今、住居手当と、それから通勤手当のことで、かなり遠隔地から通っている職員があつて、地元、市に税金は納めないし、手当ばかりということでどうかということだと思いますけれども、個人的な感想といたしましては私もそうだと思うんですけれども、実際居住の制限をすることは、これは多分できないだろうと思いますので、今後ともそれについて制限を加えるということは無理だろうというふうに考えております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、消防も旭市の職員ですよ。そうなりますと、消防は一つの制限を設ける。市は何の制限も設けない。ですから、では設けなくてもいいような条件づくり、つまり採用の段階からやったらいいと思うんですが、その辺はどういうふうにお考えなのか。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） まず、消防ですけれども、採用時には市内に住むことというのが一つ要綱の中に入っております。ただ、実際問題、採用されてから市外へ出てしまう方もあるようです、実際としては。では、一般職員はどうかといいますと、採用時には制限は設けませんけれども、判断の一つの中で遠隔地は困るよなというような認識は多分上のほうにもあると思います。そういう中で運用しているというふうに思っております。

ただ、採用した後で、またこれも異動、例えば女性の場合ですと結婚して千葉のほうへ行ってしまうとか、そういうケースもございますし、なかなかその辺は難しいなど。最近結婚した人を見ますと、市内に入ってきてくれる人がいるような感じがして、それはいいなと思っていますけれども、そのような状況でございます。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第1号中の所管事項の質疑を終わります。

議案の審査の途中でありますけれども、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時10分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

続いて、議案第11号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、議案第11号、旭市一般会計補正予算の議決について、私のほうから2点ほど補足して説明をさせていただきます。

1点目でございますけれども、補正予算書の13ページをお開きいただきたいと思います。

17款2項1目の財政調整基金につきましては、当初予算で、繰入金ですけれども、当初予算におきまして、そこにありますように6億8,000万円を取り崩す予定でございましたが、今回これを3億円減額しまして、これによりまして20年度末での財政調整基金の残高を申し上げます。残高につきましては19億2,541万円ということで見込んでおります。19億2,541万円でございます。

続きまして、2点目でございます。起債の繰上償還等について申し上げます。

24ページをお開きいただきたいと思います。

12款1項1目の元金でございますけれども、元金で5,466万3,000円の追加補正ということでございますけれども、これは旧資金運用部資金等より5%以上の高い利率で借入れをしておりました起債の一部を国の公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱に基づきまして繰上償還するものでございまして、本来国のお金を途中で返すということになると補償金があるんですけれども、今回は国のほうの施策で補償金なしということで繰上償還ができるものでございます。これが認められているのは19年度から21年度の3か年ということでございます。

繰上償還するに当たりましては、公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画、これにつきましては、この後、財政健全化計画と申し上げますけれども、これを作成して国のほうへ提出して承認された場合に初めて繰上償還ができるということになります。これによりまして20年度の補正予算（第3号）と21年度当初予算で繰上償還の予算化をしたところでございます。

この繰上償還に伴いまして、冒頭申し上げましたように附帯の資料で説明をさせていただきます。お手元のほうに21年3月17日常任委員会説明資料で公的補償金免除繰上償還に係る平成20年度財政健全化計画の概要についてということで、本来次のページ以降が冊子になっているのが計画書なんですけれども、これは昨年出したものと内容的にそんなに変わっておりません。ただ金額の部分だけが変わっているということなんですけれども、概要のほうできょうは説明させていただきますので、一番表のこれを抽出して概要を作りましたので、これで説明をさせていただきますと思います。

まず、市が公的資金を繰上償還するに当たりましては、財政健全化計画を作成して国へ申

請し、承認を得て初めて認められると。平成19年度から21年度の3か年に限り補償金なしで公的資金の繰上償還ができるというものでございます。今回作成しました20年度の財政健全化計画は、平成20年度、21年度の2か年度に実施する繰上償還に当たりまして、19年度の財政健全化計画に追加して、その金額の欄ですね、総務大臣並びに財務大臣に対して申請して承認をもう既に受けたものでございます。

本市におきましては、既に平成19年度に財政健全化計画を策定しまして総務大臣並びに財務大臣から承認を受けましたけれども、旧資金運用部資金1,651万6,776円を19年度で返還しました。平成20年度の財政健全化計画につきましては、この平成19年度財政健全化計画、20年度と21年度の2か年分で繰上償還を予定するもの、年利5%以上の旧資金運用部資金の対象残債分ですね、それから旧公庫資金分、それから旧簡保資金分、これで合計で2億6,817万5,458円を追加して承認を受けたというものでございます。

下の下記の、記の下になりますけれども、一番目の財政健全化計画（平成20年度・平成21年度繰上償還の承認分）については、国への提出から承認までの経過と繰上償還日を記載してございます。これによりまして、平成20年度と21年度の年利5%以上の繰上償還が認められるものでございます。

2番目の繰上償還額及び軽減される利子でございますけれども、平成19年度では1,651万6,776円の繰上償還をいたしまして、右側に書いてございますように111万2,730円の利子が軽減されました。それから、平成20年度分につきましては、9,101万1,158円の繰上償還を行いまして1,533万9,199円の利子が軽減されるものでございます。さらに、平成21年度は1億7,716万4,300円の繰上償還を行いまして3,839万1,694円の利子が軽減されることになります。トータル3か年では2億8,469万2,234円の繰上償還を行いまして5,484万3,623円の利子が軽減されることになります。

以上が20年度の健全化計画の概要でございます。

次ページ以降の計画につきましては、後ほどご覧をいただければと思います。

以上で説明を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 2点質問します。

1点目は、22ページになりますけれども、8款土木費の住宅管理費ですか……。

(「所管ですか」の声あり)

○委員(島田和雄) 1番の安全安心な暮らしづくり事業についてですが。

(「はい」の声あり)

○委員(島田和雄) について、説明欄1番の安全安心な暮らしづくり事業について、15の工事請負費について1点目ですけれども、市営住宅の改修工事ということですから、これが1億3,000万円、これは国の二次補正で交付税措置されたものを利用してこうやってやられたと思いますけれども、大金をかけて修理をするわけですから、どのような工事を計画しているのか、まず第1点お伺いします。

それと、17番の公有財産購入費4,000万円ですけれども、これは雇用促進住宅を市が購入するということですから、これに至った経緯とといいますか、もう少し詳しく説明をしていただければと思います。戸数が何戸あるとか入居の状況とか家賃なんかについても、分かればお伺いします。

○委員長(佐久間茂樹) 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長(平野哲也) それでは、1点目の補正予算書の22ページになりますでしょうか、安全安心な暮らしづくり事業1億7,000万円の中で15節の工事請負費、市営住宅改修工事はどのような工事ということでございますけれども、市営住宅は旭市のほうで11か所ほどあるんですけれども、そのうちの池の端住宅、それから香取住宅、この2か所について外部の全面改修といたしましょうか、屋根、それから外部、今、雨戸等、窓は全部木でできている部分があるんですけれども、それをサッシ化する。それから、外壁の塗装もする。そういった外部の大規模改修ということで、この2か所、池の端については48戸あるんですけれども、これは19年、20年で5戸くらいずつちょぼちょぼやってきたんですね。ちょぼちょぼやっていても5戸をやって、やっと2年間で10戸やったんですが、これでは先が見えないということで、今度残りの38戸を一気にこういうお金を使ってやれるということで計画をいたしました。それから、香取住宅につきましては58戸ありますけれども、これも一気にできればやりたいなということで、今、考えているところでございます。

それから、2番目の公有財産購入費の中で雇用促進住宅の払い下げの経緯ということでございます。

これは午後からご視察も予定されているようでございますけれども、概略・経緯を申し上げさせていただきます。

まず、平成13年くらいに国のほうで特殊法人等の整理合理化計画というようなものが打ち出されまして、これは閣議決定されたわけですが、特殊法人、当時は雇用・能力開発事業団といいますか、雇用・能力開発事業団というものであったんですが、今、開発機構ということで言っていますけれども、この特殊法人等の合理化計画の中で、平成23年度まで、ですから平成13年に方針を打ち出して10年のうちには全部廃止するという方向が平成13年に出されました。これらを受けまして、平成16年にそういった雇用促進住宅の勤労者福祉施設等の譲渡に関する実施要綱というものが作られました。平成17年辺りから各市町村等に購入の意向が打診されました。

最近で旭市のほうのことを申し上げますと、平成20年2月に雇用促進住宅について、従来平成23年度までに廃止の方向だったんですが、県内に23か所あります、雇用促進住宅。全国では1,500以上あるんですが、この半数程度を1年前倒しして平成22年度に廃止したいということで、事業団が打ち出しをしました。この中で半数の22年度の前倒しの中に旭市が含まれていたということで、去年の10月辺りに独立行政法人雇用・能力開発機構の千葉センターの方がこちらへお見えになりまして、こういう形で前倒しでやりたいんですが、ということになって意向が向こうから伝えられたところでございます。また、これらの情報も住んでいる方は当然知っているわけで、平成21年1月、今年の1月になってから雇用促進住宅の旭宿舍の居住の確保・安定を求める陳情というようなものが市長、議長の方に文書でございまして、残していただきたいという要望もございました。そういうのが経過でございました。内部では検討していたんですが、たまたま国のほうの生活対策臨時交付金が使えということになりまして、この申請をしようやということで、それで今回3月補正で予算化をしました。これをお認めいただければ、早速相手方となる雇用・能力開発機構のほうには払い下げの意向を伝えるという状況でございます。

以上でございます。

(発言する人あり)

○財政課長（平野哲也） すみません、申し訳ないです。

戸数ですね。これは2棟ありまして、1棟が40戸入っておりまして、その40戸の棟が2棟ありまして、80戸でございます。家賃につきましては、これは所得の状況にもよりますが、下が2万300円くらいから上が2万8,400円という、このほかに共益費ということでいろいろな維持管理費月額2,750円、これは共通でかかると。敷金は家賃の2か月分ということでございます。

○委員長（佐久間茂樹） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 今、大勢の方があそこに入居されているわけですが、そういった方々は雇用促進住宅というようなことで、そういった契約をされて入居されていると思いますけれども、今後市営住宅というようなことに、一応市営住宅というようなことになると思うんですけれども、入居の条件ですか、それらについては今の条件と異なった条件になるのか、その辺についてお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 雇用促進住宅ということで、今あるわけでございまして、現実には、たしか今80戸のうち70戸くらいが入っているということで、この方たちを、国が廃止したからといって出ていってこれというのは忍びないなというのはあるんですけれども、ただ、市営住宅、現在旭市では市営住宅があるわけですが、この市営住宅は公営住宅法に基づいた中で運用されておりますけれども、この一般の市営住宅と同じにするのか、あるいはこれを差別化して、ある程度こちらは所得のある方が入っておりますので、そういった対象にして別にするかというのはもう少し時間をいただきまして、時間をいただくと申しますのは、払い下げの期限は22年度ということですから、少なくとも21年度中にそういった条例を整備したり、あるいは目的ですね、そういったものを整理しながら、もう少し詰めなくてはいけないなど。ただ、今住んでいらっしゃる方は多分そのまま引き継ぐという形になろうかなと。今度新しく入る方についてどうするかというところをもう少し勉強しながら、これから検討していくということでございます。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、この住宅、家賃収入が上がると思いますけれども、この住宅を市が購入しましての収支ですか、これはどういったような感じになるのか、見通しをお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 一時的に取得の額はここに示してあるとおり、両方で4,000万円ということで、実際にはもっと低い額になろうかということで考えております。その後、受け取った後、ではどうなんだということで、今家賃が、ちょっと細かい数字になるんですが、約2,000万円程度でございます。聞くところによりますと、ここの住宅は今までは徴収率が100%だと。優良な方が入っているということですから、単純に言いますと2,000万円は毎年

収入に入ると。では、維持管理費的なものはどうだということになりますと、これは共益費ということで2,750円で多分総額でたしか250万円から300万円近くだったんですけれども、その中で今のところは足りているということでございます。ですから、あとは大規模な改修等ができれば、それは別ですけれども、そういったものがない限りは2,000万円なりが収入になると。経過も聞いたんですけれども、平成17年くらいにはここもやはりリフォームといいますか、外部の塗装あるいはテラスといいますか、バルコニーみたいな所を全部アルミ化しましてきれいに今、午後からご覧いただきますけれども、なっている。大がかりな改修は少し手を入れてくれてあると。ですから、当面はないのかなということで考えております。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、4,000万円くらいを出して購入して毎年2,000万円くらいの利益が出るというような見通しということですので、市としてはいい買い物をしたのかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか、その辺は。これからまた負担がかかるようなことが考えられるのかどうか。最終的に取り壊す、建て直すというようなことになったら大変ですけれども、それまでは利益が見込めるというように判断していいということでしょうか。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） ご質問ですけれども、大変お答えはしにくいんですけれども、利益という考え方に立つのか、それともこれには当然、管理する場合には人件費というものもかかってまいります。そういったものはまだ今、経費としては積算できておりませんけれども、そういった間接的な経費も出てくる。それから、先ほど言いましたように、大規模改修を17年にやったといっても、やはり細々した修繕は出てくるだろうと。そういったものを差引いても、多少はプラスなのかなということでは考えています。ただ、そのプラスの部分について今後どういう、将来の改修に備えたためのものにするのか、あるいはその年の一般財源にっちゃうのか、その辺については先ほども申し上げましたように1年間の猶予がありますので、その中で十分検討して、いい方向を決めて、また議員の皆様方にもおはかりをしたいということで考えております。

○委員長（佐久間茂樹） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） せっかく島田委員が質問しておりますので、私もそれに兼ねて1点だけ、老婆心ながらちょっと聞きたいのでございますが、課長ね、実はこの耐用年数がどのぐ

らいたっているかということね。この間、3年くらい前にたしかリフォームをちょっとやっていたのを私も隣ですから見ていたのでございますが、その時に、もう防水工事までも全部やってあるのかなと、そういった点を見てあるのかということですね。それをしっかりと精査しておかないと安物買いの銭失いということに相なりますので、その点をちょっとお聞かせ願いたい。

それと、土地購入費が何平米あるのか。建物は今、入居戸数が80戸と。現在は70戸ということでございますが、これは分かりますが、土地がどのくらいあるのかなと。面積をちょっとお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 林正一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、お答えいたします。

1点目の耐用年数、この建築年度が昭和52年でございます。ですから、既に30年は経過しているということで、一般的に鉄筋ですと50年くらいということになるかと思えますけれども、今そのくらいの経過はいたしているというところでございます。

それから、土地の面積ということでございますけれども、土地につきましては4,854.6平米でございます。4,854.6平米、坪にしますと……。いいですか。

（発言する人あり）

○財政課長（平野哲也） 4反8畝ぐらいですね。そのくらいの面積でございます。

（発言する人あり）

○財政課長（平野哲也） 失礼しました。それから、防水工事等はやってあるのかということですが、これは随分、防水工事については前になりますけれども、平成9年に屋根防水とか屋内の給水管とか、そういったものをひっくるめてやりまして、やはり7,000万円ほどかけて、それから浴槽の取り替え、金属塗装、そういったものを含めてやられているようでございます。

○委員長（佐久間茂樹） 林委員。

○委員（林 正一郎） これ、10年ですね。防水工事全部一切やって、当時7,000万円かかったと。今度はもっとかかると思えますね。恐らく、5階建てですから、もう5年したらやらないかならないと思えますね。空調とかいろいろあると思いますが、今度は全部の交換ですね、塩が入っていますから。そうしますと、これ、4,000万円を切ってお買いになったほう

がいいんじゃないかなと。これ、壊す賃が恐らく二・三億円かかりますよ、これ。あと10年したら、これ壊さなきゃならないと思いますね。私はそう思いますから、4,000万円を切って購入することを考えたほうがよろしいのかなと、老婆心ながらご意見を申し上げておきます。お答えは結構です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第11号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 特に追加してご説明することはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） 議案第19号について質疑がありましたら、お願いいたします。
島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 庁舎整備基金条例についてですけれども、昨年の3月の議会におきまして市長の施政方針の演説でですね、新庁舎建設計画については新市建設計画、旭市総合計画及び行政改革アクションプランに位置づけられており、平成20年度は市民の代表による策定委員会等を立ち上げ、さまざまな意見をいただきながら新庁舎のあり方等について検討を行ってまいりますと、こういったようなことが言われたわけですが、市民の意見を聞く委員会ができたのかどうか、こういったような意見が出たのかお伺いをします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、お答えいたします。

今ご指摘のように、3月の施政方針の中で、市民からなる委員会を立ち上げて検討したいということで市長が申しております。それを受けまして、私ども、どういうふうにしようかということで内部で検討したわけですが、一方で行政改革という大きな命題がありまして、経費節減と、そういう中で庁舎の話題をどのようにして出していくのかというのがありましたものですから、そういう市民の有識者の委員会がありますものですから、行政改革推進委員会のほうのご意見を伺ってみようということでご意見を伺いました。そうしましたら、市民の大方の理解が得られれば進めてもいいんじゃないかというようなご意見

が大勢だったと思います。

そうこうしているうちに、例の経済危機がやってまいりまして、これは浦安市の話なんですけれども、75億円の基金をもって110億円の庁舎を検討していて、それがもう動き出したというような状況で凍結したというような話を聞きまして、今そういう庁舎の改築の話を委員会を作って議論する時期ではないだろうということで、そういうことがありましたものですから、今回……、ただ、今基金を積み始めをしておきませんと、新しく建てるにしても大きな改修をするにしても資金がとても間に合いませんものですから、今回基金だけ作ろうということで、今回このような条例、それから補正予算、そういうものをお願いしているところでございます。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） 積立額ですけれども、予算で定める額というふうに第2条でなっていますが、これは予算のほうには幾らで入っているのかどうかお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 今回の補正予算で3億円でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） 補正のほうにやったんですか。こっちの予算書を見ていたものですから、気がつきませんで。3億円を補正で積み立てると。そうしますと、昨年度の3月議会でも総務課長のほうがおっしゃっておいりましたけれども、財政の状況を見ながら補正でやっていくんだというようなことでしたけれども、そういった考え方でこれからもやられていくのかどうか。それと、当初5億円ずつ積み立てをしたいというような計画をお伺いしていたわけなんですけれども、3億円に減ったということはどのような考え方で5億円が3億円になったのかお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 今回補正ということで3億円をお願いしているわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、具体的な検討に着手できる状況であれば大体、建設費を見込みまして年幾らで積み立てるという計画を立てて、それに基づいて積み立てるということも可能なんですけれども、今ちょっとそういう状況ではございませんので、財政のほうとも相談して、財政に影響のない範囲で取りあえず3億円積むということで、積み立ての道を今回は開くということで考えております。ですから、実際に新庁舎を建てよう

ということになりますと、年3億円では足りないだろうと思います。5億円でも足りないの
かもしれません。そのように考えております。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 特に補足することはございません。よろしくお願いします。

○委員長（佐久間茂樹） 議案第22号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について、税務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（野口徳和） 議案第23号の旭市税条例の一部を改正する条例について補足説明を
申し上げます。

まず、条例の中で経過措置を設けております。固定資産税については、平成22年度に廃止
するということにしたものです。

これにつきましては、まず固定資産税につきましては、納税義務者が多いということ、ま
た住所地が市内、それから市外と多いということです。それから、納税通知書の発送日です
けれども、まず固定資産税は5月の上旬、それから市県民税は6月上旬ということで、周知
期間の関係があります。

それから、参考までに、平成20年度の前納報奨金交付状況ですけれども、市県民税につ
きましては5,643件で1,674万1,200円、固定資産税が1万3,557件で3,060万5,900円、合計で件
数が1万9,200件、金額が4,734万7,100円であります。

また、この制度廃止に伴う周知につきましては、まず最初に4月1日号の市広報で掲載す
る予定であります。また、次に口座振替を行っている方、これは前期全納していますので、
個別振り替えを希望する方についてもありますので、個別通知をする。それから次に納税通
知書送付時に通知を行っていく、以上の予定を考えております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課の説明は終わりました。

議案第23号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第23号の質疑を終わります。

続いて、議案第27号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 特に説明することはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） 議案第27号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第27号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（佐久間茂樹） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、平成21年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市庁舎整備基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の

一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（佐久間茂樹） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（佐久間茂樹） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、財政課のほうから1点報告させていただきます。

お手元のほうに公債費負担適正化計画というものをお配りしてございます。これについて

報告をさせていただきます。

それでは、資料、公債費負担適正化計画でございますけれども、実質公債費比率が18%を超えた年度に起債許可を得るために作成するものでございます。昨年度は実質公債費比率が18%を超えたために本計画を作成いたしました。本市においては、今年度も実質公債費比率が19.2%ということで18%を超えておりますので、新たにまた公債費負担適正化計画、これは18%を切るまでの間は毎年作る、作り直すという表現でございましょうか、なります。

この計画につきましては、今年度分につきましては、昨年、平成20年8月14日に千葉県知事に提出しまして、昨年の12月24日付で承認されたものでございます。承認と同時に、平成20年度に発行する地方債の許可が出されたところでございます。

それでは、1ページをお開きください。

1の計画の趣旨でございますけれども、本計画は、平成20年度において実質公債費比率が先ほど申し上げました18%を超えて起債許可団体になったことにより、財政の状況、実質公債費負担を的確に把握した上で、財政の健全性の維持・改善や実質公債費負担の適正な管理のための取り組みを計画的に行うための計画ということでございます。

2番目の計画の期間でございますけれども、これは平成19年度から25年度までの7年間ということで、これは前回より若干短くなっております。

3番目の公債費負担の現状でございますけれども、本市は平成19年度、これは平成16、17、18年度の3か年平均において数字が使われるんですけれども、実質公債費比率18.5%、起債許可団体となったものでございます。平成20年度においては19.2%。

この主な要因でございますけれども、合併特例債事業を中心としたまちづくりを新市建設計画及び旭市総合計画に沿って進めていることにより、公債費が増加傾向にあるということでございます。また、公営企業に対する準元利償還金の算定基礎が一般会計からの実繰出額ではなくて、総務省の基準に基づいた繰出基準でもって一定の額がはじき出されるということで、この部分が影響が大きいということでございます。

それから、2ページのほうをお願いいたします。

4の今後の適正化の図り方ということでございますけれども、記載のとおり、市債を財源とする建設事業については厳選を行いまして、必要最小限の発行となるよう努めながら、合併特例債を有効に活用して事業を実施していくとともに、交付税措置が低いものは極力発行しないなどの財源の確保に努めてまいります。

また、公的資金補償金免除繰上償還金を積極的に活用しまして、公債費負担の軽減に努め

てまいりたいと考えております。

また、公営企業会計などに対する一般会計からの繰出金につきましても、経営状況などを勘案しながら企業債の発行を必要最小限に抑制するなどの公債費の適正化に努めたいということでございます。

次に、5番の実質公債費負担の見込みでございますけれども、後ろから2枚目のところですね。別紙の様式になりますけれども、別紙様式3、新発債を含む実質公債費負担の将来推計というものをご覧いただきたいと思います。

表の⑪と⑫でございますけれども、一番下のほうですけれども、⑪が単年度の実質公債費比率で、⑫のほうが3か年平均ということでございまして、実際にこの指標として使われますのは⑫番のほうの3か年平均ということでございます。⑫の欄を見ていただきますと、平成20年度と21年度で19.2%、これがアッパーの数字と推計しております。計画期間終了年度の平成25年度には18%を下回る見込みということで推計をいたしております。これで25年度には17%台、17.8になるだろうという予測をいたしております。

なお、昨年度作成いたしました公債費負担適正化計画では平成29年度に18%を下回るという見込みでございましたけれども、それよりも若干、4年早く18%を下回るのではないかと推計でございます。これは、先ほど予算の審議の中でも申し上げましたが、いろいろ起債の額が減ったり、あるいは繰上償還したりと、いろいろな原因がございます。

また、⑪と⑫の数値の算定式につきましては、最後のページにございます。最後のページにこの算定式があり、これを使うと出てまいるんですけれども、算定式が記載してございますので、後ほど参考にさせていただきたいと思います。

以上、大変簡単ではございますけれども、公債費負担適正化計画につきまして説明を終わらせていただきたいと思います。

なお、先ほど一般会計の補正予算の中で説明いたしました公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画と、今説明しました公債費負担適正化計画につきましては、これは昨年と同様にホームページ等を通じまして公表をしてまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、企画課から、お手元に旭市コミュニティバス運行時刻表をお配りしてあると思いますので、ちょっとご覧いただきたいと思います。

これにつきましては、今年度の予算で来年度運行するバスの時刻表を印刷にかけていると

ころでございます。

大きく変わったところなんですけれども、後ろから1枚めくっていただきまして、干潟地区試行運行ルートということでコミュニティバスの時刻表を入れてあります。左側の部分、干潟地区循環（右）と書いてあるところですね。この部分で20番から24番、これが新しく加わっております。ここの時刻、若干最後の時間が調整されております。それと、右側の部分干潟地区循環（左）と書いてあるところなんですけれども、ここは停車順の37から41番、ここが新たに加わっているということで、ここの部分を加えたものを新たに刷り直しまして、来週中には各家庭に折り込みでお配りしたい、そのように考えております。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時56分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 佐久間 茂 樹